

三木町農業委員会
令和3年6月 定例総会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会

令和3年6月 定例総会議事録

- (会 期) 1日間
(開催年月日) 令和3年6月21日
(会議時間) 13:30 ～ 14:24
(開催場所) 香川県農業協同組合
三木町支店
(3階)大ホール
(議題) 別紙のとおり

出席委員数 17名

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1番 松田 隆雄 | 11番 高重 浩二 |
| 2番 香西 茂知 | 12番 白井 敏雄 (欠席) |
| 3番 古市 哲 | 13番 吉原 博 |
| 4番 藤澤 勇一 | 14番 中川 詰郎 |
| 5番 鎌倉 茂雄 | 15番 横山 良秀 |
| 6番 溝渕 常雄 | 16番 岡田 久 |
| 7番 川田 正憲 | 17番 鎌倉 守 |
| 8番 鈴木 勤 | 18番 溝渕 廣明 (会長職務代理) |
| 9番 小川 正則 | 19番 高尾 壽一 (会長) |
| 10番 鎌倉 博之 (欠席) | |

(事務局)

- 1 平井元事務局長 2 横山賢一課長補佐 3 谷洋司主査 4 谷井直人主事

(別紙)

(1) 農地法関係 (別紙議案書のとおり)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(5件)
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	(2件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について	(1件)
議案第4号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について	(第3号)
報告第1号	使用貸借返還通知について	(3件)

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局

6月の三木町農業委員会定例総会を開催致します。
開会にあたりまして会長よりご挨拶をお願いします。

会長

只今より、定例総会を開会致します。
(挨拶)
今月は、農地法関係の議案と報告、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。

事務局

今月の定例総会のご案内申しあげたとおり、農地法関係議案と農用地利用集積計画等についてそれぞれご審議をお願いします。
その後、会長より香川県農業会議常設審議委員会審議報告をお願い致します。
本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例総会は成立しています。
定例総会議事録署名委員につきましては、古市哲委員と藤澤勇一委員をお願い致します。
それでは、会長よろしくをお願いします。

会長

皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。
それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について			
番号1	申請地	: 大字鹿庭字打木	1筆	834.60 m ²
	地目	: 畑1筆		
	譲受理由	: 経営規模の拡大		
	譲渡理由	: 労力不足		
	権利の種類	: 所有権移転(贈与)		
番号2	申請地	: 大字奥山字広野	1筆	1,056.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	譲受理由	: 経営規模の拡大		
	譲渡理由	: 労力不足		
	権利の種類	: 所有権移転(売買)		
番号3	申請地	: 大字上高岡字安楽寺	2筆	348.00 m ²
	地目	: 畑2筆		
	譲受理由	: 経営規模の拡大		
	譲渡理由	: 高齢化による経営縮小		
	権利の種類	: 所有権移転(売買)		
番号4	申請地	: 大字上高岡字安楽寺	5筆	3,107.00 m ²
	地目	: 田4筆、畑1筆		
	譲受理由	: 経営規模の拡大		
	譲渡理由	: 高齢化による経営縮小		
	権利の種類	: 所有権移転(売買)		

番号5 申請地：大字井戸字川西 3筆 1,033.00 m²
地目：田2筆、畑1筆
譲受理由：経営規模の拡大
譲渡理由：分家独立している者への譲渡
権利の種類：所有権移転（贈与）

（補足説明）

（無し）

以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

担当委員（16番）

議案第1号番号1は、現在、贈与を受ける者が耕作を行っており、他に問題となることは見受けられませんでした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局

議案第1号番号2番は、担当委員が欠席のため事務局より説明いたします。

譲渡人の住所は大字鹿庭ですが、申請地は大字奥山です。以前、耕作していた人ができなくなり、この度3者で意見がまとまりまして申請となりました。現在22000m²ほど耕作されており、営農計画書等を確認したところ資格があると判断できました。

担当委員（5番）

議案第1号番号3番は、譲渡人が高齢化のため売買するというもので、問題となることは見受けられませんでした。

議案第1号番号4番も、譲渡人が高齢化のため売買するというもので、問題となることは見受けられませんでした。

担当委員（3番）

議案第1号番号5番は、過去に第5条許可を得て専用するものであったのですが、本人の都合により農地のままの状態です。隣接の者が贈与を受けるものであり、特段問題となるようなことはありませんでした。よろしくご審議のほどお願いします。

会長

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

19番委員

議案第1号番号1ですが、譲受人の年齢が79歳ですが、実際は家族の方が耕作されているのですか。

事務局

79歳の譲受人とその夫が、今現在、耕作されています。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

番号1	申請地	: 大字平木字上所	1筆	315.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	現況	: 宅地1筆		
	転用目的	: 居宅2階建、倉庫		
	権利の種類	: 使用貸借権設定		
	併用地	: 宅地 (311.74m ²)		
	造成時期	: 昭和52年月日不詳		
	備考	: —		

番号2	申請地	: 大字氷上字南氷谷原	1筆	449.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	現況	: 宅地1筆		
	転用目的	: 営農型太陽光発電設備		
	権利の種類	: 所有権移転(売買)		
	併用地	: 宅地 (569.00m ²)		
	造成時期	: 平成5年月日不詳		
	備考	: —		

(補足説明)

(無し)

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

引き続き、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1	申請地	: 大字井戸字川西	3筆	1,033.00 m ²
-----	-----	-----------	----	-------------------------

地 目 : 田 2 筆、畑 1 筆
現 況 : 田 2 筆、畑 1 筆
変更前計画 : 譲渡人 A・B 譲受人 C・D、
貸住宅 2 階建 5 棟 (308.61㎡)
変更後計画 : 譲渡人 C・D 譲受人 E
譲受人が耕作
備 考 : 昭和 6 2 年 5 月 2 8 日付け許可

(補足説明)
(無し)

以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

それでは、現地調査の担当委員から報告をお願いします。

担当委員 (1 番)

現地調査の報告を行います。

6 月分の農地法関連の申請について、令和 3 年 6 月 1 0 日の午前 9 時から、第 5 条許可申請 2 件、第 5 条計画変更申請 1 件につきまして、高尾会長・溝渕会長職務代理・香西委員・私 (松田委員)・事務局 2 名の計 6 名、及び担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員と共に現地調査を実施しました。現場では、申請区域の特定・隣接農地の状況・造成方法・排水方法等について、確認いたしました。

その中で問題となったのは、第 5 条申請番号 1・2 です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他につきましては特に問題ありませんでした。

以上で現地調査の報告を終わります。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

担当委員 (9 番)

議案第 2 号番号 1 は、昭和 5 2 年頃に譲渡人の母の住宅を建てたときに無断転用であり、このたび解消しようとして申請したものです。始末書も添付されており、その他問題となることはありませんでした。

担当委員 (1 4 番)

議案第 2 号番号 2 は、平成 5 年頃に譲受人である事業者が資材置場や社員寮を建てたときに無断転用であり、このたび始末書を添付して申請したものです。その他特に問題となることはありませんでした。

会長

事業計画変更も続けて説明をお願いします。

事務局

議案第 3 号番号 1 は、譲受人 (C、D) が転用目的を貸住宅として昭和 6 2 年 5 月に転用許可

を受けたが計画を実行できないままとなり、当時の譲渡人（B）の子（E）が現在まで農地を耕作していました。このたび、当時の譲渡人（A）が死亡したことにより、分家独立しているEに譲渡するものです。譲渡人（A）が死亡のため当該事案は取消ではなく承継としました。

なお、今後も耕作を行うということで、議案第1号番号5の事案として併せて申請するものです。

会長

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

13番委員

議案第2号番号2ですが、固定資産税の課税は現況地目（宅地）でしょうか。

会長

そのとおりです。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

（無し）

会長

議案第2・3号は、別に採決します。
質問が無いようなので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

（挙手）

会長

満場一致で承認されました。

会長

次に議案第3号を採決します。
質問が無いようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

（挙手）

会長

満場一致で承認されました。

それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
(農用地利用集積計画について説明)

今月の新規利用権設定が1件、再設定が0件、転貸15件で計16件になります。

どの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

以上になります。

会長

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 使用貸借返還通知について

番号1	申請地	: 大字鹿伏字山田 大字平木字菱子	5筆	4,286.00 m ²
	地目	: 田5筆		
	解約日	: 令和3年6月30日		
	解約事由	: 借り手の変更		

番号2	申請地	: 大字池戸字横上	3筆	2,846.00 m ²
	地目	: 田3筆		
	解約日	: 令和3年6月30日		
	解約事由	: ほ場整備に伴う地番等の変更		

番号3	申請地	: 大字下高岡字鳥打	2筆	455.00 m ²
	地目	: 田1筆、畑1筆		
	解約日	: 令和3年5月1日		
	解約事由	: 農地転用申請のため		

(補足説明)

(無し)

会長

ありがとうございました。

報告案件ですが、何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

報告事項は以上です。議案書については以上です。
それでは、次第「(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について」に移ります。
(審議報告について説明)
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

ありがとうございました。
それでは、次第「(3) その他」に移ります。
「(3) その他」について、他に何かありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、これで定例総会を終了と致します。ありがとうございました。